

子ども・子育て会議	
資料 No. 8	H26, 07, 30

第4回子ども・子育て会議資料（H26, 7, 30 開催）

木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案） [要約]

第1章 総則

趣旨

条項	内容
第1条 第1項	<p>この条例は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。（確認基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第34条第2項 認定こども園、保育所、幼稚園 特定教育・保育施設の設置者は、条例で定める運営基準に従い、特定教育・保育を提供しなければならない。 ○第46条第2項 家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 特定地域型保育事業者は、条例で定める運営基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

定義

条項	内容
第2条 第1項	この条例において、次の用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。（省略）

一般原則

条項	内容
第3条 第1項～第4項	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●良質かつ適切な保育を提供し、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が確保されることを目指さなければならない。 ●施設を利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に

	<p>子どもの立場に立って保育を提供するように努めなければならない。</p> <p>●地域・家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>●施設を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
--	---

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

利用定員

条項	内容
第4条	<p>特定教育・保育施設は、</p> <p>●認定こども園・保育所に限り、利用定員を20人以上とする。</p> <p>●認定こども園、幼稚園、保育所の区分に応じ、第1号から第3号までの認定の区分ごとに利用定員を定める。ただし、3号認定の子どもの区分は、1歳未満と1歳以上に区分して利用定員を定める。</p> <p>①認定こども園 1号認定から3号認定までの各子どもの区分 ②幼稚園 1号認定の子どもの区分 ③保育所 2号認定及び3号認定の子どもの区分</p> <p>[補足]</p> <p>認定の区分</p> <p>1号認定 満3歳～5歳で 保育の必要性なし（教育） 2号認定 満3歳～5歳で 保育の必要性あり（両方） 3号認定 0歳～2歳で 保育の必要性あり（保育）</p>

第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

内容及び手続の説明及び同意

条項	内容
第5条 第1項～ 第6項	<ul style="list-style-type: none">●特定教育・保育施設は、教育・保育の提供に当たって、あらかじめ、利用申込者に対して、運営規程の概要（施設の目的・運営方針、教育・保育の内容、開所日・時間等）、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を文書で説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。●利用申込者から申出があった場合には、説明文書に代えて、重要事項を記録した電子ファイルを次の方法で提供することができる。<ul style="list-style-type: none">①電子メール②ホームページ（ダウンロードが可能であること）③HDD、CD-ROM等●この様な方法で提供するデータは、印刷可能なものでなければならない。●この様な方法でデータを提供する場合は、あらかじめ、利用申込者に対し、使用する媒体及び記録方式を示し、承諾を得なければならない。●利用申込者からこの様な方法によるデータの提供を受けない旨の申出があったときは、この様な方法で提供してはならない。ただし、再度承諾をした場合は、この限りでない。

利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等

条項	内容
第6条 第1項～第5項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ●認定こども園・幼稚園は、利用申込ある1号認定の子どもの数が、1号認定の子どもの利用定員を超える場合は、抽選、申込順により決定する方法、施設理念、基本方針等に基づく選考など、公正な方法により選考しなければならない。 ●認定こども園・保育所は、利用申込のある2号又は3号認定子どもの数が、2号又は3号認定の利用定員を超える場合は、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ●特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ保護者に示したうえで、選考を行わなければならない。 ●特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介するなど、適切な措置を講じなければならない。

あっせん、調整及び要請に対する協力

条項	内容
第7条 第1項 第2項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定教育・保育施設は、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 ●認定こども園又は保育所は、2号認定又は3号認定の子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

受給資格等の確認

条項		内容
第8条	第1項	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、子どもの区分、有効期間、保育必要量を確かめるものとする。

支給認定の申請に係る援助

条項		内容
第9条	第1項 第2項	特定教育・保育施設は、 <ul style="list-style-type: none"> ●支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ●特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

心身の状況等の把握

条項		内容
第10条	第1項	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。

小学校等との連携

条項		内容
第11条	第1項	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。

教育・保育提供の記録

条項		内容
第12条	第1項	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

利用者負担額等の受領

条項	内容
第13条 第1項～第6項	<p>●特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費を受ける場合は市町村が定める利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>●特定教育・保育施設は、法定代理受領によらない場合には公定価格の支払を受けるものとする。</p> <p>※その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額</p> <p>※当該特定教育・保育施設が特別利用保育・教育を提供する場合にあっては公定価格 (その額が現に当該特別利用保育・教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育・教育に要した費用の額)</p> <p>[補足] 法定代理受領を受けないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付の対象となる施設として確認を受けない申出を市町村に行った施設 ・新制度に移行する施設の中で私立保育所を利用する場合など ・特別利用保育 1号認定の人が特別な事情により保育園(自治体の判断による)を利用できること。 ・特別利用教育 2号認定の人が特別な事情により幼稚園(自治体の判断による)を利用できること。 ・自治体の判断による 例えば、特別利用保育について、本来は幼稚園を利用すべきところ、当該自治体における幼稚園が台風により施設被害を受ける等により施設利用ができなくなった場合、一定期間について保育所を利用させることの可能性を否定しないための制度的セーフティネット <p>●特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保</p>

		<p>育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるもの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定教育・保育施設は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ①日用品、文房具など、特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③食事の提供に要する費用 ④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤その他、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させすることが適当と認められるもの ●特定教育・保育施設は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。 ●特定教育・保育施設は、金銭の支払を求める際は、あらかじめ金銭の支払を求める理由について、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。
--	--	--

施設型給付費等の額に係る通知等

条項	内容	
第 14 条	第 1 項 第 2 項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 ●特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額（委託費）の支払を受けた場合は、その提供した内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

特定教育・保育の取扱方針

条項		内容
第 15 条	第 1 項 第 2 項	<p>●特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定める要領等に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。</p> <p>①幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>②認定こども園（①を除く） 保育の内容について厚生労働大臣が定める指針 (幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条)</p> <p>③幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>④保育所 保育の内容について厚生労働大臣が定める指針 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条)</p> <p>●認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、上記②に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>

特定教育・保育に関する評価等

条項		内容
第 16 条	第 1 項 第 2 項	<p>●特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>●特定教育・保育施設は、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</p>

相談及び援助

条項		内容
第 17 条	第 1 項	特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言を行わなければならない。

緊急時等の対応

条項		内容
第 18 条	第 1 項	施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

支給認定保護者に関する市町村への通知

条項		内容
第 19 条	第 1 項	特定教育・保育施設は、子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

運営規程

条項		内容
第 20 条	第 1 項	<p>特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥区分ごとの利用定員 ⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

勤務体制の確保等

条項	内容
第 21 条	<p>第 1 項 ～ 第 3 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。 ●特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ●職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

定員の遵守

条項	内容
第 22 条	<p>第 1 項</p> <p>特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、施設の利用定員の減員、緊急的な受け入れ、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

掲示

条項	内容
第 23 条	<p>第 1 項</p> <p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。</p>

支給認定子どもを取り扱う原則

条項	内容
第 24 条	<p>第 1 項</p> <p>施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>

虐待等の禁止

条項		内容
第 25 条	第 1 項	<p>施設の職員は、支給認定子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>[虐待等の行為]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行 ②わいせつな行為をすること又はわいせつな行為 ③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置など ④著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動

懲戒に係る権限の濫用禁止

条項		内容
第 26 条	第 1 項	施設（幼保連携型認定こども園及び保育所）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、懲戒に關しその子どもの福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

秘密保持等

条項		内容
第 27 条	第 1 項 ～ 第 3 項	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ●特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ●特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならぬ。

情報の提供等

条項		内容
第 28 条	第 1 項 第 2 項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定教育・保育施設は、保護者が適切に施設を選択できるように、施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ●当該特定教育・保育施設は、当該施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

利益供与等の禁止

条項		内容
第 29 条	第 1 項 第 2 項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ●特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

苦情解決

条項		内容
第 30 条	第 1 項 ～ 第 5 項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ●苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ●その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ●特定教育・保育施設は、特定教育・保育に関し、市町村への報告、帳簿書類の提出、提示の命令又は当該市町村の職員からの質問、施設の設備若しくは帳簿書類等の検査に応じ、支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わな

		なければならない。 ●市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に報告しなければならない。
--	--	---

地域との連携等

条項	内容	
第 31 条 第 1 項		特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

事故発生の防止及び発生時の対応

条項	内容	
第 32 条 第 1 項 ～ 第 4 項		<p>●特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>①事故が発生した場合の対応、次号②③に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>●子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>●特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>●特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>

会計の区分

条項	内容	
第 33 条 第 1 項		特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

記録の整備

条項		内容
第34条	第1項 第2項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ●特定教育・保育施設は、次①～⑤の記録を整備し、完結した日から5年間保存しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ①施設の区分に応じ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領又は保育所保育指針に基づき定める特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②特定教育・保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項の記録に係る必要な事項の提供の記録 ③支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録 ⑤特定教育・保育の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

特別利用保育の基準

条項		内容
第35条	第1項 ～ 第3項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定教育・保育施設（保育所）が、特別利用保育（1号認定の子どもが、特定教育・保育施設から受ける保育）を提供する場合には、基児童福祉施設設備運営基準（子ども・子育て支援法に規定）を遵守しなければならない。 ●施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る子どもと2号認定に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。 ●特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定（「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目の3及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の2の規定を除く。）を必要な読み替えを行ったうえで適用する。

特別利用教育の基準

条項	内容
第36条	<p>●特定教育・保育施設（幼稚園）が、特別利用教育（2号認定の子どもが、特定教育・保育施設から受ける教育）を提供する場合には、学校教育法に規定する学校の設備、編成その他に関する基準（幼稚園設置基準）を遵守しなければならない。</p> <p>●特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る子どもと1号認定に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>●特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、第2章の規定を適用すること。</p>

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

利用定員

条項	内容
第37条	<p>●施設の利用定員については以下のとおりとする。</p> <p>①家庭的保育事業 1人以上5人以下 ②小規模保育事業 A型及びB型 6人以上19人以下 ③小規模保育事業 C型 6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業 1人</p> <p>●上記定員は、事業所ごとに3歳未満の利用定員を満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。</p> <p>事業所内保育事業は、従業員枠と地域枠ごとの利用定員を定めるものとする。</p>

第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

内容及び手続の説明及び同意

条項	内容
第38条	<p>●利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なけ</p>

		<p>ればならない。</p> <p>●第5条の第2項から第6項までの規定は、文書の交付について準用する。</p> <p>[第5条の第2項から第6項までの規定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申出があった場合には、説明文書に代えて、電子ファイルで提供することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ①電子メール ②ホームページ（ダウンロードが可能であること） ③HDD、CD-ROM等 ●提供するデータは、印刷可能なもの。 ●使用媒体・記録方式の承諾を得なければならない。 ●電子ファイルで提供を受けない申出があったときは、提供してはならない。ただし、再度承諾をした場合は、この限りでない。
--	--	--

正当な理由のない提供拒否の禁止等

条項	内容	
第39条	第1項 ～ 第4項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ●特定地域型保育事業者は、子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ●特定地域型保育事業者は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示したうえで、選考を行わなければならぬ。 ●特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。

あっせん、調整及び要請に対する協力

条項		内容
第 40 条	第 1 項 第 2 項	特定地域型保育事業の利用について、市町村が行うあっせん及び要請又は市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

心身の状況等の把握

条項		内容
第 41 条	第 1 項	特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握につとめることとする。

特定教育・保育施設等との連携

条項		内容
第 42 条	第 1 項 ～ 第 4 項	<p>●家庭的保育、小規模保育又は事業所内保育を行う特定地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う特定教育・保育施設（連携施設）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>①特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>②特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、必要に応じて、当該特定地域型保育事業者に代わって特定教育・保育を提供すること。</p> <p>③当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、当該事業所の従業員の小学校就学前子どもを除く。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子ども</p>

		<p>に係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。</p> <p>●居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設（居宅訪問型保育連携施設）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>●事業所内保育事業を行う者であって、利用定員が20人以上のものについては、上記①及び②の連携協力を求めることを要しない。</p> <p>●特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設との密接な連携に努めるものとする。</p>
--	--	---

利用者負担額等の受領

条項	内容
第 43 条 第 1 項 ～ 第 6 項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定地域型保育事業者は、法定代理受領により地域型保育給付費を受ける場合は市町村が定める利用者負担額の支払を受けるものとする。 ●特定地域型保育事業者は、法定代理受領によらない場合には公定価格の支払を受けるものとする。 ※その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額 ※当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては公定価格 (その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) ※特定利用地域型保育を提供する場合にあっては公定価格 (その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額) ●当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。 ●特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ①日用品、文房具等の購入に要する費用 ②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ③特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④そのほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用におい

		<p>て通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適當と認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定地域型保育事業者は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付しなければならない。 ●特定地域型保育事業者は、金銭の支払を求める際は、あらかじめ金銭の支払を求める理由について、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。
--	--	--

特定地域型保育の取扱方針

条項		内容
第 44 条	第 1 項	特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

特定地域型保育に関する評価等

条項		内容
第 45 条	第 1 項	●特定地域型保育事業者は、提供する特定地域型保育の質の評価を行ない常にその改善を図らなければならない。
	第 2 項	●特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。

運営規程

条項		内容
第 46 条	第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日

		<p>⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>⑥利用定員</p> <p>⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他重要事項</p>
--	--	--

勤務体制の確保等

条項	内容
第 47 条 第 1 項 ～ 第 3 項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。 ●特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ●特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

定員の遵守

条項	内容
第 48 条 第 1 項	特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、施設の利用定員の減員、緊急的な受け入れ、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

記録の整備

条項	内容
第 49 条 第 1 項 第 2 項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

		<p>●支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保育所保育指針に基づき定める特定地域型保育の提供に当たっての計画 ②特定地域型保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項の記録に係る必要な事項の提供の記録 ③支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録 ⑤特定地域型保育の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
--	--	--

準用

条項		内容
第50条	第1項	第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。（第24条～第27条、第32条は従うべき基準）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

特別利用地域型保育の基準

条項		内容
第51条	第1項～第3項	<p>●特定地域型保育事業者が1号認定の小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、子ども・子育て支援法に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること</p> <p>●特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（2号認定の小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>●特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして第3章の規定を適用すること。</p>

特定利用地域型保育の基準

条項	内容
第 52 条 第 1 項 ～ 第 3 項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定地域型保育事業者が 2 号認定の小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育（特定地域型保育のうち 2 号認定の子どもに対して提供される保育）を提供する場合には、子ども・子育て支援法に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ●特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（1 号認定の小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。 ●特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして第 3 章の規定を適用すること。

暴力団の排除

条項	内容
第 53 条 第 1 項 第 2 項	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、木津川市暴力団排除条例に規定する基本理念にのっとり、事業から暴力団を排除するため必要な措置を講ずるものとする。 ●事業者又、施設・育事業に従事する職員は、暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者等であってはならない。

その他

施行期日

条項	内容
附則第 1 条 第 1 項	この条例は、法の施行の日から施行する。

特定保育所に関する特例

条項	内容
附則第 2 条 第 1 項 第 2 項	<ul style="list-style-type: none"> ●特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、「利用者負担額等の受領」及び「支

	<p>「給認定保護者に関する市町村への通知」の項目における施設型給付費に関する規定を、子ども・子育て支援法附則第6条における委託費に関する規定に読み替えて適用したうえで、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価を支給認定保護者から受ける際、市町村の同意を得ることを要件とし、「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の項目の規定は適用しない。</p> <p>[特定保育所] 特定保育所 特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所 ●特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>
--	---

施設型給付費等に関する経過措置

条項	内容
附則第3条	<p>●特定教育・保育施設が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき必要な読み替えを行ったうえで適用する。</p>
	<p>●特定地域型保育事業者が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき必要な読み替えを行ったうえで適用する。</p>

利用定員に関する経過措置

条項		内容
附則第4条	第1項	●小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、「利用定員」の項目の1（3）は「6人以上15人以下」とする。

連携施設に関する経過措置

条項		内容
附則第5条	第1項	●特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進いるための事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、「特定教育・保育施設等との連携」の項目の1の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。